

福富千恵と延岡を動かす会 規約

第 1 条(名称)

本会は、「福富千恵と延岡を動かす会」(以下「本会」という。)と称する。

第 2 条(理念)

本会は、市民一人ひとりの声を大切にし、苦しい時に苦しいと言え、助けてほしい時に助けてと言える、そして嬉しい時には共に喜び合える延岡の実現を目指す。また、人と人とのつながりを大切にし、誰一人取り残さない地域社会の形成に向け、市民と共に歩むことを基本理念とする。

第 3 条(目的)

本会は、福富千恵の政治活動及び地域活動を支援するとともに、市民との対話を通じて地域課題の解決に取り組み、市民が安心して暮らせる延岡市の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条(事務所)

本会の事務所は、宮崎県延岡市三ツ瀬町 2 丁目 3 番 7 号に置く。

第 5 条(活動)

1. 福富千恵の政治活動及び地域活動の支援
2. 市民との意見交換会、座談会及び勉強会の開催
3. 地域課題に関する調査研究及び政策提言活動
4. 会報、SNS その他による広報活動
5. 会員相互の交流及び親睦活動
6. その他本会の目的達成に必要な活動

第 6 条(会員)

本会の理念及び目的に賛同する者を会員とする。

第 7 条(入会)

本会への入会を希望する者は、所定の入会手続を行うことにより会員となる。

第 8 条(退会)

会員は、本人の申し出により、いつでも退会することができる。

第 9 条(会員資格の喪失)

1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 本会の名誉を著しく傷つけたとき

- 4. 本会の目的に反する行為を行ったとき
- 5. 総会の議決により除名されたとき

第 10 条(役員)

本会に会長 1 名、副会長若干名、会計責任者 1 名及び会計監査 1 名を置く。役員は総会において選任する。

第 11 条(役員の任務)

会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。会計責任者は本会の会計事務を処理し、収支を管理する。会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 12 条(役員の任期)

役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

第 13 条(特別役職)

必要に応じて選挙対策本部長、顧問、相談役その他会長が必要と認める役職を置くことができる。

第 14 条(総会)

総会は必要に応じて会長が招集する。総会の議長は会長が務める。

第 15 条(経費)

本会の経費は、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第 16 条(会計年度)

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 17 条(個人情報の保護)

本会は、会員の個人情報について関係法令を遵守し、適正に管理する。

第 18 条(解散)

本会は、総会において出席会員の過半数の議決により解散することができる。解散時に残余財産がある場合は、総会の議決により処分する。

第 19 条(規約の改正)

本規約の改正は総会の議決による。

附則

1. 本規約は令和 8 年 6 月 17 日から施行する。
2. 本会の設立時役員は、設立総会において選任する。